

自転車にも「青切符」反則金検討

交通事故全体は減少傾向にあるのに、自転車がからむ事故は増えている。2022年は約7万件で、2年連続の増加だった。警察は新たな罰則制度の導入も検討しているという。事故を防ぐ決め手になるのか。「自転車は左側走行です」と。岡山市中心部の繁華街。狭い道の真ん中をからぶらと走っていた自転車を警察官が呼び止めた。運転する高齢女性から住所や氏名を聞き取った後、緑色の書類1枚と反射材を渡す。「気をつけてください」と声をかけて見送った。

書類の名称は「交通安全・愛のお届けカード」。理由に3年前から自転車も対象に。交付件数は年々増え、22年度は計7482件に上った。山県警独自の制度だ。一定期間内に2度受け取った人には、自宅を訪問してあらためて注意を促す。14年の導入当初は歩行者だけが起訴される可能性があったが、事故増加を

科せられる可能性がある。法律上、自転車で悪質な交通違反をした人には「赤切符」が交付される。検査が起訴すれば罰金や懲役を科せられる可能性がある。



「交通安全・愛のお届けカード」を手に違反に目を光らせる警察官(岡山市)

違反「野放し」変える契機に

が、実際に適用されるケースは限られ、摘発されても起訴まで至らないことが多。軽微な違反は事実上、「野放しに近い」。

愛のお届けカードに罰則はない。あくまで注意喚起である。県警企画課の黒飯昌史次長は「受け取った方は記憶に残る。ルールを知ってもらい事故の芽を摘みきつかけになれば」と話す。

自転車に青切符(交通反則切符)を導入できないか。警察庁がこんな検討を進めている。今夏に立ち上げた有識者検討会が年内にも結論を出すという。

青切符は比較的軽い違反が対象で、数千〜数万円の反則金を納めれば刑事罰を免除する仕組みだ。手続きにかかる時間や手間も少ない。

ただモーターゼーションが進んだ1960年代に生まれた制度で、自転車は対象外。車やバイクのように青切符を切ることができれば、より効率的な取り締まりができるはず。そんな狙いがある。

東海大の鈴木美緒准教授(交通工学)は「一定の効果はある」とみる。免許を持たない自転車利用者が交通ルールを身につけるきっかけになるからだ。ただ取り締まりだけでなく、「子どもたちから実践的で安全な乗り方を身につける機会を増やすことも大切」と訴える。

例えば、自治体や学校が独自に発行する「自転車免許」もその一つだろう。20年ほど前から始まったとされ、講習会を受講した子どもらに交付する。公共施設の割引など優遇制度を設けている地域もある。こうした取り組みも一考に値するのではないか。大人を対象にしてもいい。

自転車が日本に渡来して約1世紀半。この間、安全対策が十分に検討されなかったとは言いがたい。そもそも本腰を入れる時期ではないか。

(石川淳一)